

事 務 連 絡  
令和4年3月18日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部  
企業主導型保育事業等担当室

「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日）の周知について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、先日、厚生労働省より、別添1のとおり事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日）が発出されました。

上記事務連絡では、潜伏期間・発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、

- ・感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関、高齢者施設等については、濃厚接触者の特定や行動制限を集中的に実施する
- ・濃厚接触者については、エッセンシャルワーカーか否かにかかわらず、検査を組み合わせた待機期間の短縮を可能とする
- ・一般の事業所等については、保健所による一律の濃厚接触者の特定・行動制限を行う必要はない

などの取扱いをお示ししております。また、事業所等で感染者が発生した場合（別添1.1（2））や保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブで感染者が発生した場合（別添1.1（4））の取扱いについても併せてお示ししております。

貴協会におかれまして、別紙事務連絡について協会内に周知いただくとともに、企業主導型保育事業実施者に対し周知いただきますようお願いいたします。